

秋田市地域生活支援拠点等事業ガイドライン

令和8年6月作成

秋田市福祉保健部障がい福祉課

目次

	ページ
1 地域生活支援拠点等とは	1
2 秋田市の整備状況について	2
3 緊急時の受入れ体制	4
4 拠点事業所の登録手続きについて	5
5 取得可能な加算について	7
6 Q&A	15

参考 様式集

1 地域生活支援拠点等とは

(1) 趣旨

障がいのあるかたの重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう障がい者等の生活を地域全体で支えるための体制のことであります。

(2) 拠点に必要な機能

① 相談

常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受入れ・対応

常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援、親元からの自立等に当たり、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い障がい重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制

⑤ 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 秋田市の整備状況について

秋田市では、複数の事業所が分担して機能を担う「面的整備型」として、地域生活支援拠点等を整備しております。

(1) 各機能における取組内容

① 相談

- ・秋田市障がい福祉課、秋田市基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所が連携して相談に対応する。
- ・障がい者総合支援協議会相談支援部会を定期的を開催し、相談支援事業所間の連携を強化している。
- ・障がい者総合支援協議会の相談機関の連携により、障がい児者総合相談会を定期的を開催している。

② 緊急時の受入れ・対応

- ・緊急時に利用できる短期入所（1床）を確保している。
- ・24時間対応可能な体制ができている。
- ・女性、行動特性の強い方、医療的ケアが必要な方等、利用者側の状態に応じて、拠点内の相談支援事業所が調整し、短期入所事業所が受入に協力する。

③ 体験の機会・場

- ・日中活動系事業所と連携しながら、一人暮らしの体験ができるグループホーム（1床）を確保している。

④ 専門的人材の確保・養成

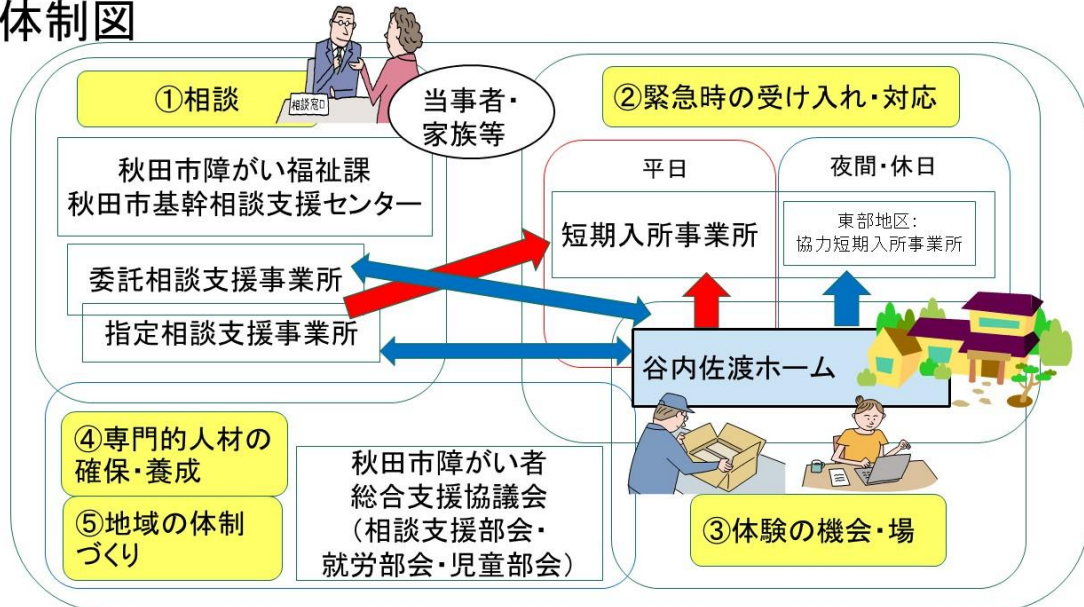
- ・強度行動障害支援者養成研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修等（国・県主催）に参加し専門的知識の向上を図っている。

⑤ 地域の体制づくり

- ・障がい者総合支援協議会の下部組織である部会で事例検討会および研修会を開催している。

令和8年度現在、秋田市の地域生活支援拠点は、東部地域において次のような体制で実施しています。

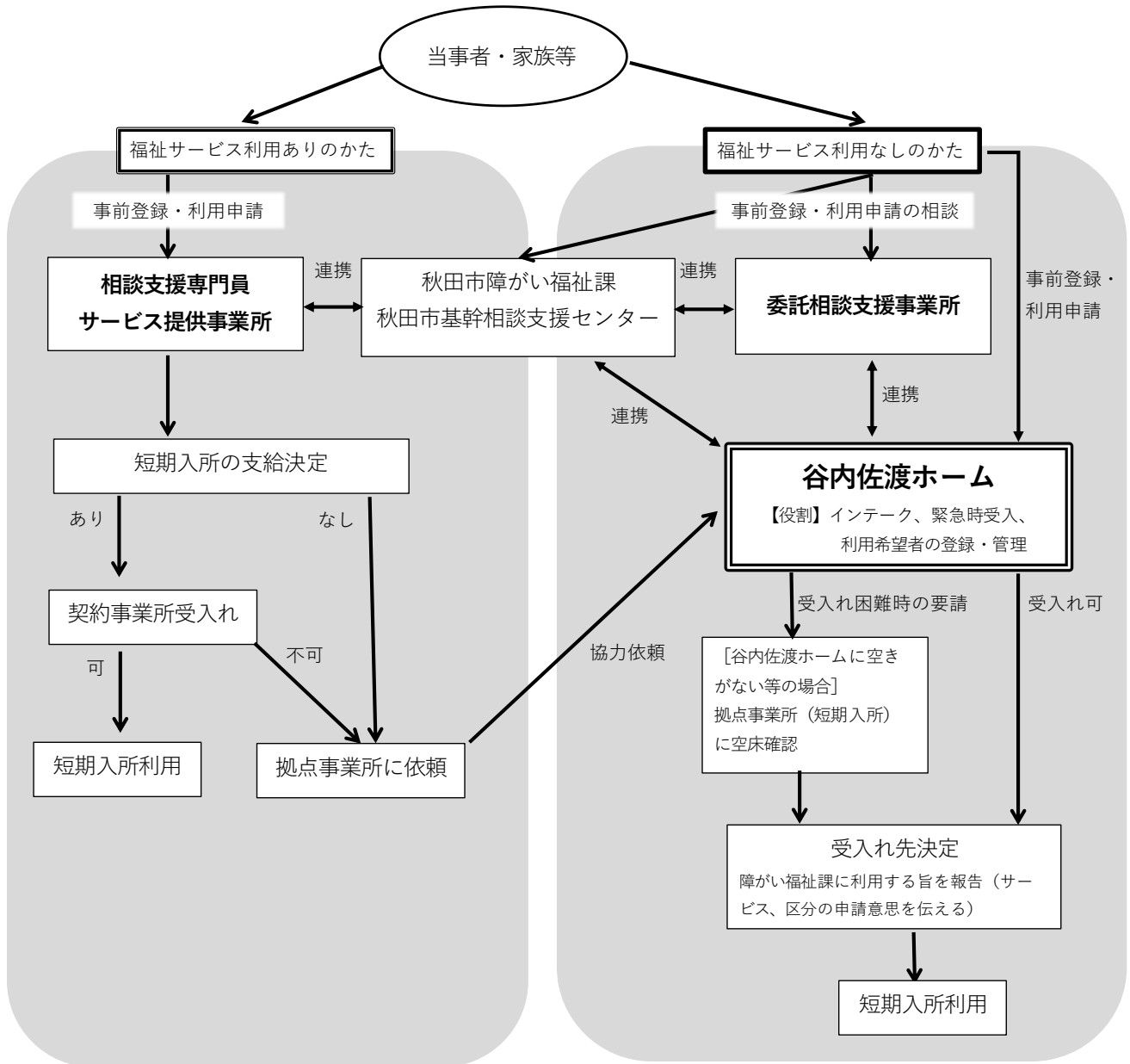
体制図



3 緊急時の受入れ体制

市としては、障がいのあるかたに対し、事前登録を推奨します。

下の図は東部地域の例です。



関係機関連絡先

秋田市障がい福祉課 018-888-5663

秋田市基幹相談支援センター 018-888-5682

谷内佐渡ホーム 018-827-7630

(各拠点事業所の連絡先は、別紙「拠点事業所一覧」に掲載しています。)

4 拠点事業所の登録手続きについて

地域生活支援拠点等の整備にあたり、障がいのあるかたの生活を地域全体で支える体制のさらなる充実を目指して、指定障害福祉サービス等事業者の皆様が拠点等の機能の一部を担っていただくこととし、事業者を拠点等の機能を担う事業所として登録する制度を設けました。

障がいのあるかたが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における支援体制の拡充が重要ですので、事業所の皆様のご協力をお願いします。

拠点等の機能を担う事業所（以下「拠点事業所」という。）として登録を希望する事業所は、申請手続きをお願いします。

（1）登録の流れ

① 運営規程の変更

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、各種機能のいずれかを実施することを運営規程に記載する必要があります。

② 申請書の提出

秋田市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）に運営規程を添えて、障がい福祉課へ提出してください。

③ 登録通知書の送付

市は申請内容を確認後、秋田市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）を事業所に送付します。また、登録した事業所は、秋田市のホームページで公表します。

（2）加算の届出

地域生活支援拠点等に関連する加算の算定を申請する場合、別途届出が必要です。必要書類等、詳細については障がい福祉課にお問合せください。

(3) 運営規程記載例

拠点事業所として届出を行う場合は、以下の内容を参考に、運営規程への追加記載を行ってください。

記載例	作成にあたっての留意事項
<p>(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>(1) 相談</p> <p>(2) 緊急時の受入れ・対応</p> <p>(3) 体験の機会・場</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成</p> <p>(5) 地域の体制づくり</p>	<p>各事業所の実態（届出内容）に応じて、(1)～(5)のうち実際に担う機能を記載してください。</p>

注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた内容とし、地域生活支援拠点等の内容を理解いただいた上で、作成をお願いします。

5 取得可能な加算について

地域生活支援拠点等の機能別に取得可能な加算の例を紹介します。実際に加算算定を行うにあたっては、報酬告示や留意事項通知等を参照し、加算取得要件等をよく確認の上、算定してください。

(1) 相談機能の強化

①地域生活支援拠点等相談強化加算（700単位/回）

・対象サービス

計画相談支援、障害児相談支援

・内容

相談支援事業所の相談支援専門員が、障がいの特性に起因した緊急の事態その他緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又は家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に対する必要な情報の提供および利用に関する調整を行った場合に、利用者1人につき1月に4回を限度として加算するもの。

なお、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所等において指定計画相談支援等を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所等によりサービス等利用計画等の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費（障害児相談支援費）の算定に併せて算定できる。

・必要要件

要支援者およびその親族等から、緊急で短期入所の利用等に関する相談があった場合の体制を、事業所内で整えていること。

障がい福祉分野以外の機関関係者と支援の調整が必要となった際、必要な援助方針に係る調整を、必要に応じ行うこと。

②地域生活支援拠点等機能強化加算（500単位／回）

・対象サービス

計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

・内容

計画相談支援および障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援および地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」という。）を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、市により地域生活支援拠点等に位置づけられた場合であって、相互の有機的な連携および調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1人以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。）について、配置されたコーディネーター1人あたり、本加算の算定人数の上限を1月あたり合計100回まで加算するもの。

・必要要件

拠点コーディネーターの配置および業務内容等につき、事前に市と協議を行った上で、必要なサービスその他支援を行う体制を、事業所内で整えていること。

障がい福祉分野以外の機関関係者と支援調整が必要となった際、必要な援助方針に係る調整を、必要に応じ行うこと。

(2) 緊急時の受入れ・対応機能の強化

①緊急時対応加算（地域生活支援拠点等の場合：プラス50単位/回）

・対象サービス

居宅介護（身体介護、通院等介助（身体介護を伴う）に限る）、
重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

・内容

利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画等の変更を行い、従業者が計画的に訪問することとなっていないサービス提供を緊急に行った場合（要請を受けてから24時間以内に行った場合をいう。）にあつては、利用者1人に対し、1月に2回を限度として、1回につき100単位を加算するもの。拠点関係機関との連携および調整に従事する者（以下「連携担当者」という。）を1名以上配置した上で、地域生活支援拠点等へ参画する場合は、更に50単位を上乗せできる。

・必要要件

連携担当者を配置した上で、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスその他支援を行う体制を、事業所内で整えていること。

連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関等との日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

②緊急時支援加算（地域生活支援拠点等の場合：プラス50単位/回）

・対象サービス

自立生活援助、地域定着支援

・内容

利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に支援が必要な場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合、又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき711単位を加算するもの。連携担当者を1名以上配置した上で、地域生活支援拠点等へ参画する場合は、更に50単位を上乗せできる。

- ・必要要件

連携担当者を配置した上で、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に
必要なサービスその他支援を行う体制を、事業所内で整えていること。

連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係
機関との情報連携に努めることとし、行政機関等との日常的な情報連携や地域
における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

<p>③指定短期入所事業所の地域生活拠点等である場合の加算 (100単位・200単位/日)</p>

- ・対象サービス

短期入所

- ・内容

連携担当者を1名以上配置した上で、地域生活拠点等に参画する指定短期入
所事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合（緊急時の受入れに限らな
い。）に、利用開始日について、1日につき100単位を加算するもの。

指定障害福祉サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センタ
ー、その他の関係機関との連携および調整に従事する者を配置し、医療的ケア
児者、重症心身障害児者、又は行動関連項目合計点が10点以上である者（障
害児にあたっては、強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上である
と市町村が認めた障害児）を支援した場合は、さらに200単位を加算するも
のとする。

- ・必要要件

障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスその他支援を
行う体制を、事業所内で整えていること。

連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係
機関との情報連携に努めることとし、行政機関等との日常的な情報連携や地域
における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

④緊急時受入加算（100単位／回）

・対象サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、
就労継続支援A型、就労継続支援B型

・内容

連携担当者を1名以上配置した上で、利用者（施設入所者を除く。）の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算するもの。夜間の時間帯を通じて1人以上の職員が配置されている場合に、加算の算定を行うことができる。

事業所の利用者に係る障がいの特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。

・必要要件

事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること。

連携担当者を配置した上で、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に
必要なサービスその他支援を行う体制を、事業所内で整えていること。

連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係
機関との情報連携に努めることとし、行政機関等との日常的な情報連携や地域
における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

（3）体験の機会・場の機能の強化

①体験利用支援加算（地域生活支援拠点等の場合：プラス50単位／回）

・対象サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、自立訓練、地域移行支援

・内容

障害者支援施設等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援
事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を行う場合であって、

(1) 体験的な利用日において介護等の支援を行った場合、又は(2) 体験利用に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整・その他相談援助を行った場合において、それぞれ(1)の場合は体験利用開始日から5日以内の期間において500単位、(2)の場合は体験利用開始日から6日以上15日以内の期間において250単位を加算するもの。連携担当者を1名以上配置した上で、地域生活支援拠点等へ参画する場合は、更に50単位を上乗せできる。

- ・必要要件

障害支援施設等の利用者が、地域生活への移行に向けて体験的な支援を希望する場合、関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制を、事業所内で整えていること。

連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関等との日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

②体験宿泊加算 （地域生活支援拠点等の場合：プラス50単位/回）

- ・対象サービス

地域移行支援

- ・内容

単身での生活を希望している者に対し、課題、目標等を地域移行支援計画に位置づけて、体験的な宿泊支援を行った場合に、(1) 体験的な宿泊支援を提供した場合、又は、(2) 体験的な宿泊支援を提供し、かつ、心身の状況に応じて夜間および深夜の時間帯を通じて必要な見守り支援等の支援を行った場合、それぞれ(1)と(2)を合計して15日間を限度とし、(1)の場合は300単位、(2)の場合は700単位を加算するもの。連携担当者を1名以上配置した上で、地域生活支援拠点等へ参画する場合は、更に50単位を上乗せできる。

- ・必要要件

利用者が地域生活への移行に向けて体験的な支援を希望する場合、関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制を、事業所内で整えていること。

連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関等との日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

③地域移行促進加算（Ⅰ：120単位）（Ⅱ：60単位）

・対象サービス

施設入所支援

・内容

（Ⅰ）連携担当者を1名以上配置した上で、指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

（Ⅱ）地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を、指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算する。

（例）共同生活援助事業所や、生活介護等（障害者支援施設と併設しているものは除く。）の通所事業所への見学や事業所内での食事の体験

地域の活動（自治会等の地域様々な主体が開催する催し等）への参加
現に1人暮らしをしている障がい者の生活状況の見学

買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験

・必要要件

利用者が地域生活への移行に向けて体験的な支援を希望する場合、関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制を、事業所内で整えていること。

連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関等との日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

6 Q&A

Q1 拠点事業所になることで、メリットはあるのか

A1 拠点事業所については、障害福祉サービス報酬上の「地域生活支援拠点等」として取り扱い、要件を満たすことで、届出により、該当する加算等を算定できます。拠点事業所を対象とした市独自の補助金はありません。

Q2 ホームページに公表する内容は

A2 事業所名、所在地、電話番号、担う拠点等の機能、対応可能な障がい種別を公表します。

Q3 拠点事業所の登録内容の変更、廃止又は休止する際の手続きは

A3

- 登録内容を変更する場合：変更後10日以内に、秋田市地域生活支援拠点等事業所変更届出書（様式第3号）を提出してください。
- 事業所を廃止又は休止する場合：廃止又は休止する1か月前までに、秋田市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を提出してください。

Q4 現在、事業所に空きがないが、拠点事業所に登録可能か

A4 申請時点で事業所に空きがない場合でも、拠点事業所の登録は可能です。ただし、ホームページで公表するため、緊急時に問合せの連絡がある可能性があります。

Q5 拠点事業所は、24時間対応できる体制を整えなければならないのか

A5 夜間（17時から翌日9時まで）、土日祝祭日および年末年始（12月29日から1月3日まで）の期間における相談は、谷内佐渡ホームで受付できる体制を整えているため、すべての拠点事業所に24時間体制を依頼するものではありません。

日頃から、将来的に緊急対応が必要になりそうなかたの把握や、緊急時に備えた体制整備等に努めてくださるようお願いいたします。

Q6 問合せ先、申請書類の提出先は

A6 申請書類は、秋田市障がい福祉課宛にメール、郵送又は持参により提出してください。

秋田市障がい福祉課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

e-mail: ro-wfsc@city.akita.lg.jp

TEL: 018-888-5663